防防計第2754号26.3.7改正 防官文(事)第18号27.10.1

大 臣 官 房 長 各 局 長 各 幕 僚 長 殿 技術研究本部長 装備施設本部長

事務次官(公印省略)

ティルト・ローター機に関する統合プロジェクトチーム設置要綱について(通達)

「中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30年度)」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)において、ティルト・ローター機を新たに導入することとされたことを踏まえ、陸上自衛隊が新たに取得するティルト・ローター機についてプロジェクト管理を実施するため、ティルト・ローター機に関する統合プロジェクトチーム設置要綱が別紙のとおり定められたので、通達する。

また、この通達によるティルト・ローター機に関するプロジェクト管理については、総合取得改革における検討を踏まえつつ、必要に応じ、この通達の改正又は廃止を含む、所要の措置を講ずるものとする。

ティルト・ローター機に関する統合プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1 陸上自衛隊が新たに取得するティルト・ローター機のライフサイクル(装備品等の構想から、開発、量産、運用・維持、廃棄までの過程をいう。)全体を通じたコスト、パフォーマンス及びスケジュールに係るプロジェクトの一元的な管理(以下「プロジェクト管理」という。)を行うため、防衛省に、ティルト・ローター機に関する統合プロジェクトチーム(以下「ティルト・ローター機IPT」という。)を置く。

(構成)

- 第2 ティルト・ローター機 I P T の構成は次のとおりとする。
 - (1) I P T 長 整備計画局防衛計画課長
 - (2) 副IPT長 防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(航空機担当)
 - (3) チーム員 防衛政策局防衛政策課長

統合幕僚監部防衛計画部計画課長

陸上幕僚監部防衛部防衛課長

陸上幕僚監部防衛部情報通信 • 研究課長

陸上幕僚監部防衛部情報通信・研究課開発室長

陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長

陸上幕僚監部装備計画部航空機課長

防衛装備庁装備政策部装備政策課長

防衛装備庁装備政策部国際装備課長

防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官

防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官(陸担当)

防衛装備庁調達管理部調達企画課長

防衛装備庁調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長

その他IPT長が指名する者

2 I P T 長は、必要があると認めるときは、チーム員以外の者をティルト・ローター機 I P T に参加させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第3 IPT長は、ティルト・ローター機IPTの事務を掌理し、プロジェクトの円

滑かつ効率的な遂行のための総合調整を行う。

2 副IPT長は、IPT長を助け、IPT長が不在のときは、その職務を代行する。

(職員への資料の提供要請等)

- 第4 IPT長は、ティルト・ローター機IPTが行う事務に関し必要があると認めるときは、内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部 又は防衛装備庁の職員(以下「職員」という。)に対し、必要な資料の提供を要請することができる。
- 2 職員は、IPT長からティルト・ローター機IPTへの参加、資料の提供等の要請があった場合には、特段の理由がない限り、これに協力するものとする。

(庶務)

第5 ティルト・ローター機 I P T の庶務は、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(航空機担当)の協力を得て、整備計画局防衛計画課において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細部の事項は、I PT長が定める。